立川ひろとしの議会報告

平成２７年４月２９日
後援会報 ５８号
発行：立川ひろとし後援会

３期１２年 皆さまの応援に心から感謝！！

日頃より、皆様には立川ひろとしの活動に対しましてご理解・ご支援をいただきまして有難うございます。

また、新聞報道や前号にて皆様にお知らせしたとおり８月の結城市長選挙に立候補する予定しておりますので、本年４月２９日の任期満了をもって市議から一度身を引くことから、本誌の発行がひとまず市議会議員として最後の発行となります。

また、市議会議員選挙の執行にあたり誤解を招かないよう、選挙終了後の発行と致しましたこともご容赦を頂けましたら幸いです。

３月議会でのポイント

今回の議会では地方創生関係の予算を含む補正予算審議や、予算特別委員会を設置しての平成２７年度 当初予算（１２会計）の審議が中心となりました。

① 平成２７年度 当初予算審議
② 介護保険 第６期（平成２７年～２９年）計画
③ 平成２６年度 一般会計・特別会計・水道事業会計
　補正予算 審議（地方創生関連の補助金が主体）
④ 結城市医療福祉費支給に関する条例の一部改正
⑤ 市職員の特殊勤務手当の一部改正
⑥ 結城市営住宅の設置管理条例の一部改正
⑦ 結城市いじめ調査委員会条例の制定
⑧ 手話言語法の制定を求める意見書提出を求める請願

３月議会 議会審議の中から

■ 平成２７年度 当初予算が成立

各会計の金額は以下のとおり。

会計区分		平成27年度	平成26年度	比較
一般会計		171億8200万0千円	165億7000万0千円	6億1200万0千円
特別会計	国民健康保険	71億6180万0千円	62億4470万0千円	9億1710万0千円
	後期高齢者医療	4億4560万0千円	4億4340万0千円	220万0千円
	介護保険	34億9750万0千円	32億 310万0千円	2億9440万0千円
	公共用地先行取得事業	1332万5千円	1349万3千円	▲ 16万8千円
	南部第二土地区画整理	2億8070万0千円	2億9870万0千円	▲ 1800万0千円
	南部第三土地区画整理	1億3210万0千円	1億6690万0千円	▲ 3480万0千円
	南部第四土地区画整理	1億3860万0千円	1億4160万0千円	▲ 300万0千円
	公共下水道事業	17億 850万0千円	14億1120万0千円	2億9730万0千円
	農業集落排水事業	3億 240万0千円	1億2450万0千円	1億7790万0千円
	住宅資金等貸付事業	407万0千円	418万5千円	▲ 11万5千円
計		136億8459万5千円	120億5177万8千円	16億3281万7千円
水道事業	収益的収支	11億8612万5千円	12億 251万0千円	▲ 1638万5千円
	資本的収支	5億9241万8千円	5億5972万7千円	3269万1千円
	計	17億7854万3千円	17億6223万7千円	1630万6千円
合計		326億4513万8千円	303億8401万5千円	22億6112万3千円

郵送・駅での配布・ポスティングなど様々な方法で配布しております。同じものが届きましたらご容赦願います。

①
討議資料

立川ひろとしの議会報告 No.58 平成２７年４月２９日 立川ひろとし後援会 発行 〒307-0001 結城市公達9858-25 TEL 0296-33-5657 FAX 0296-54-4642 E-Mail h_tachikawa@tacho-net.com

■ 介護保険の改定について（第６期：平成２７年度～平成２９年度）

① 要支援認定者の訪問介護と通所介護が、全国一律である介護給付から市町村が実施する地域支援事業に移行される
② 第１号（６５歳以上）被保険者の基準額が 月額 ３，９００円 ⇒ ４，９００円 に改正され、区分表を下記の通り改正
③ 公費負担による更なる軽減策の義務付け（下記表の★マークを参照）

●改正前（基準月額 ３，９００ 円）

	区　　分	保　険　料（年額）
第１段階	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税の方	基準月額×0.50×12 ＝ 23,400円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	基準月額×0.50×12 ＝ 23,400円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円未満の方(負担軽減)	基準月額×0.70×12 ＝ 32,760円
	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円を超える方	基準月額×0.75×12 ≒ 35,040円 (☆)
第４段階	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方(負担軽減)	基準月額×0.85×12 ≒ 39,720円 (☆)
	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円を超える方	基準月額×1.00×12 ＝ 46,800円
第５段階	本人が住民税課税で所得金額が 125万円未満	基準月額×1.15×12 ≒ 53,760円 (☆)
第６段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が125万円以上200万円未満	基準月額×1.25×12 ≒ 58,440円 (☆)
第７段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が200万円以上400万円未満	基準月額×1.50×12 ＝ 70,200円
第８段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が400万円以上	基準月額×1.75×12 ＝ 81,840円

【注意】
☆…基準額と賦課利率から計算すると若干のずれが生じるが、年額が正しい額
★…公費負担による負担軽減

●改正後（基準月額 ４，９００ 円）

	区　　分	保　険　料（年額）
第１段階	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税の方	基準月額×0.45×12 ＝ 26,460円 ★【H27.4～ 負担軽減 0.50 ⇒ 0.45】 ⇩ 基準月額×0.30×12 ＝ 17,640円 ★【H29.4～ 負担軽減 予定 0.45 ⇒ 0.30】
	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	
第２段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円未満の方	基準月額×0.75×12 ＝ 44,100円 ⇩ 基準月額×0.50×12 ＝ 29,400円 ★【H29.4～ 負担軽減 予定 0.75 ⇒ 0.50】
第３段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円を超える方	基準月額×0.75×12 ＝ 35,040円 ⇩ 基準月額×0.70×12 ＝ 41,160円 ★【H29.4～ 負担軽減 予定 0.75 ⇒ 0.50】
第４段階	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	基準月額×0.90×12 ＝ 52,920円
第５段階	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円を超える方	基準月額×1.00×12 ＝ 58,800円
第６段階	本人が住民税課税で所得金額が 120万円未満	基準月額×1.20×12 ＝ 70,560円
第７段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が120万円以上190万円未満	基準月額×1.30×12 ＝ 76,440円
第８段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が190万円以上290万円未満	基準月額×1.50×12 ＝ 88,200円
第９段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が290万円以上400万円未満	基準月額×1.70×12 ＝ 99,960円
第10段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が400万円以上	基準月額×1.75×12 ＝102,900円

②
討議資料

■平成２６年度 結城市一般会計・特別会計 補正予算

① 一般会計・８特別会計・水道事業会計 総額で 5億 9,307万 8,000円の補正予算を可決

② 主な内容は以下の通り

・財政調整基金 積立	2億 3000.0 万円
・市庁舎建設事業基金 積立	2億 3000.0 万円
・減債基金 積立	6770.0 万円
★人口ビジョン・総合戦略策定事業	792.0 万円
★シティプロモーション事業	1056.4 万円
（定住促進のためのガイドブック、ツアー、ホームページ作成）	
（シティプロモーション映像作成）	
★プレミアム付商品券 発行事業 補助金	4016.5 万円
★子育て応援商品券 交付金	2760.0 万円
★少子化対策医療費 助成金	1053.0 万円
・民間保育所等運営事業費	3642.4 万円
（市内・市外の私立保育所の運営委託料）	
★街なか賑わい創出支援事業 補助金	50.0 万円
（あらたなイベントを企画する団体への補助金）	
★観光振興事業	1671.0 万円
（情報誌を作成し首都圏に配布、地方テレビによるＰＲ）	
・南部区画整理事業 特別会計 繰出金	▲ 1560.7 万円
・北西部地区 土地区画整理事業費	▲ 2040.0 万円
・防災行政無線整備事業	▲ 5558.9 万円
・【国民健康保険】国保支払準備基金積立	1億 1086.3 万円
・【南部区画整理】区画道路整備・家屋移転補償	▲ 6680.0 万円
・【公共下水道】公共下水道建設事業	▲ 6636.5 万円
（管渠実施設計委託・下水道浄化センター改築更新工事委託）	

※ ★マークの事業は地方創生関連事業で、すべてを平成２７年度に繰り越して実施する

■結城市医療福祉費支給に関する条例の一部改正

・子育て世代への医療費助成の拡大を図るため、医療費助成の対象年齢を現在の中学３年生から高校３年生相当の１８歳まで拡大

■市職員の特殊勤務手当の一部改正

・第４次 結城市行政改革大綱 行動計画に基づく見直しで、下記２種の手当を廃止

「危険業務手当」 … 蜂の巣駆除 及び 野犬捕獲業務に従事した際に支払われる手当

「保育業務手当」 … 保育所において保育業務に従事した保育士に支払われる手当

■結城市営住宅の設置管理条例の一部改正

・市営住宅入居の際に必要な連帯保証人の連書を現行の２人から１人に緩和し、家賃支払能力があるにもかかわらず入居できない状況を解消

■結城市いじめ調査委員会条例の制定

・「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめ防止等のための対策を調査審議し、意見を述べるとともに、いじめに係る重大事態が発生した場合に公平・中立な立場で事実関係を調査する委員会を設置するため本条例を新規に制定

■手話言語法の制定を求める意見書提出を求める請願

・手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう関係機関に意見書として提出を求める請願が採択され、関係機関へ意見書を提出することが決定された。

③
討議資料

たちかわひろとしの一般質問 ダイジェスト！

議員として最後の質問は、今後の地方自治体の財政運営の中で
大きな割合を占める国保・介護の課題を取り上げました！

１．国民健康保険の県単位運営について

過日、政府が国民健康保険を２０１８年度に都道府県単位の運営に移行する方針であることが報道されたことから、その方針や、市町村の業務がどのように変更されるのかを確認しました。

【質問】 ① 国が示した方向性はどのようなものか？

② 都道府県単位運営になった場合、業務分担はどのようになることが見込まれるか？

② これまで市町村単位で決定していた保険料は、今後はどのような方向で決定されるのか？

【答弁：保健福祉部長】

① 現在の国民健康保険運営は市町村単位で運営しているため保険者としての役割を発揮するには規模が小さすぎるところがあるほか、高齢者率の高い市町村では医療費の高騰により財政基盤が不安定となり、全国で約3,000億円もの赤字を市町村は税金で補填しており、自治体財政を圧迫している状況にある。また、自治体で徴収する保険税額において平成２３年度の茨城県内での１人当たりの保険税額は、県内最低（東海村）・県内最高（境町）で約２倍の市町村間格差がある。

国はこの様な問題の解決を図るため，平成３０年度から国民健康保険の運営を都道府県が財政運営の責任主体となり市町村との共同運営を行うため「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」および低所得者対策に約1,700億円を充てるなど約3,400億円の公費投入する予算の関連法案を平成２７年の通常国会に提出をする予定となっている。

② 平成２７年１月社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子によると、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定めて財政運営に当たり、医療費の見込みを立て市町村ごとの分賦金を決定。市町村ごとの分賦金の額は，市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映させる。市町村は、保険税の徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など行う予定であるが、引き続き協議は進められる予定。

③ 結城市の国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、並びに４０歳以上６５歳未満に課税される介護保険分で構成されており、それぞれ「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の４方式により課税している。

県内市町村では、医療費水準の違い、保険税算定方式の相違、法定外繰入金の有無等、市町村に格差が生じており、直ちに県内を均一保険税率にすることは困難と考えられている。その為、広域化後は、県が算定した金額を分賦金として納める「分賦金方式」が考えられており、分賦金を賄うために必要となる保険税を被保険者に賦課し、徴収したうえで県に納める流れが考えられる。

合わせて医療費の適正化や保険税の収納率向上に向けて努力をして保険税に反映させ、加入者の保険税を下げられる「保険者努力支援制度」も保険者の努力を評価する新たな補助制度として創設する考え。

将来的には、算定方式を統一化する方向で検討が進められているが、広域化後の本市における保険税負担の増減や予想される状況は、現段階では具体性に欠けるため判断できないが、今後も国・県の動向を注視しながら情報収集に努めたいと考えている。

討議資料

立川ひろとしの議会報告　No.58　平成２７年４月２９日　立川ひろとし後援会 発行　〒307-0001 結城市公達9858-25　TEL 0296-33-5657　FAX 0296-54-4642　E-Mail　h_tachikawa@tacho-net.com

２．介護保険 第６期 計画について

平成２７年度からの介護保険 第６期計画がこれまでと大きく変わることから、その内容、保険料改定の程度、国民健康保険のように都道府県単位での運営の計画があるのかを確認しました。

【質問】 ① 今回の計画における特徴はどのようなものか？

② 第６期計画における介護保険料はどの程度の額になるか？
（近隣や県平均との比較ができれば合わせて答弁願いたい）
③ 都道府県単位による運営の議論などが出ているのか？

【答弁：保健福祉部長】

① 主なものとして「介護保険料の公費負担」「要支援認定者の訪問介護・通所介護が全国一律である介護給付から市町村が実施する地域支援事業へ移行」が挙げらる。

⇒ その１「介護保険料の公費負担」

これまで介護保険料は、各市町村の高齢者数や介護給付費の状況に応じて基準額を設定し、所得に応じて１０段階によって収めて頂いていたが、今回の改正によりこの段階による軽減とは別に公費を投入し低所得者層の負担軽減が図られることとなった。国では平成２７年度、２９年度の二段階に分けて導入することを決定し、本市においても当初予算において市負担分を計上した。

※詳しくは本誌 ②ページ 『■ 介護保険の改定について』にて解説）

⇒ その２「地域支援事業へ移行」

国は，要支援認定者は、ホームヘルパーなどの有資格者による身体介護を必要とする方が一部に存在するものの、多くは、家事や見守りなど、資格を持っていなくても十分にお世話ができるものと分析しており、これらの担い手をホームヘルパー等の有資格者ではなくボランティアなど「住民主体による支援」に切り替えて行くのが目的と明言。担い手としてボランティアの他、現在の訪問介護事業者等が主体となり、資格は持っていないが介護に意欲のある方を雇用して支援を行う「緩和した基準によるサービス」など多様なサービスが例として挙げられる。

本市の移行時期は、平成２７年度に先進地の情報収集を図る一方、現在、一般会計で実施している「ミニヘルパー派遣事業」や「地域コミュニティ運営事業」を地域支援事業へシフトする他、市内の介護サービス事業者や各ボランティア団体に参入を要請し、２８年度中には，要支援認定者の移行を実施したいと考えている。

② 結城市の第６期介護保険料基準月額を「4,900円」と算出した。

県内の状況は，各市町村とも各議会で保険料を含めて審議しているところであり，2/16 時点の集計情報では，

●近隣地域　筑西市…5,250円　古河市…5,300円　下妻市…5,280円
●県内最高額　大洗町…5,981円　次いで 水戸市…5,905円
●県内最低額　美浦村…4,489円　●県平均…5,201円

となっており、結城市は４４市町村中３３番目。

③ 国の勉強会や県が主催する担当課長会議のいずれにおいても、都道府県単位での運営については触れられていない。

しかしながら、介護保険料の公費負担の他、要支援認定者の地域支援事業への移行、小規模なデイサービスがこれまでの都道府県認可から市町村に権限が委譲されること、また、１２月定例議会に上程した地域包括支援センターへの専門職員の配置など、市町村の負担が徐々に増加していることは事実。

国全体の問題として取り組んでいかなければならない「２０２５年問題」を目前に控え、市町村の体力が持続できるかが課題であるが、国民健康保険制度における後期高齢者医療の広域化という実績を踏まえた場合、介護保険料の賦課徴収業務等に関し、広域化も想定できると考えているところである。

立川ひろとしの議会報告 No.58 平成２７年４月２９日 立川ひろとし後援会 発行 〒307-0001 結城市公達9858-25 TEL 0296-33-5657 FAX 0296-54-4642 E-Mail h_tachikawa@tacho-net.com

～ コラム ～ 様々な経験を頂いた１２年間に感謝！

2015.3.19
定例会最終日　退任挨拶

3/19の平成２７年 結城市議会 第１回 定例会最終日の審議終了後、本会議場で議員としての引退挨拶を行いました。時間を下さった関係者の皆さんや、お忙しい中、引退挨拶を聞きに来て下さった後援会の皆さまにはあらためて御礼を申し上げます。

何もわからないまま１期目の任期がスタートし、公約である広報活動を通じて皆さんに情報提供をつづけることを主体に活動してきましたが、おかげさまで、１２年間１度も止めること無く任期満了まで発行することができたことにホッとしております。また、ブログやホームページを使って情報提供する議員が少なかったことからも結城市議会議員の新たなスタイルの確立に一石を投じることができたと思っています。常任委員会につきましても、広く市の動きを理解するために、早期に全ての委員会をまわることも念頭において活動し、実際に２期目で全ての委員会を経験することができました。

「分庁舎整備事業」「水道事業事務執行に関する１００条委員会」「市庁舎建設特別委員会」など大きな課題の中では強く意見を述べ、まわりの議員さんや執行部の皆さんとぶつかることも多々ありましたが、主張をしっかりと述べてこられたのは後援会をはじめ多くの方々の力強い後ろ盾があったからだと思っています。特に、１００条委員会では報告書作成の中核を担う機会も頂き、３期目の改選前や東日本大震災の慌ただしい中で作業を行ったことも貴重な経験となりました。

こういった課題や、皆さんの思いを実現することがなかなか難しい中で、一市議会議員として力の限界を感じたことも事実であり、徐々にその思いが強くなった中で今回の決断に至りました。

日々のあいさつ回りの中で「まだ若い」「早すぎる」との声を頂くことがありますが、これまでやってきたことを振り返ると、先輩議員に決して劣らない情熱をもって仕事をしてきた自負が私にはあります。

この貴重な経験と、若い（といっても、もう４２才ですが）エネルギーでふたたび結城市のために働きたいとの強い気持ちで活動していきます。１２年間のご支援のお礼と、さらなるご協力をお願いしながら、最後のコラムとさせて頂きます。ありがとうございました。

インターネットでの活動報告もぜひご覧ください！！

HomePage	http://www.tacho-net.com/tacho/
Blog	http://tacho.blog52.fc2.com/
f	http://www.facebook.com/Hirotoshi.Tachikawa
twitter	http://twitter.com/Tachikawa_Hiro

上記の FaceBoook、Twitter の私のページは、利用登録をしなくてもどなたでもご覧いただけます。そちらも是非ご覧ください！

後援会活動にご協力いただける方を募集しています！

・皆さんのお住まいの地域や、友人知人へ広報誌の配布活動にご協力いただける方
・友人知人を後援会にご紹介頂ける方
・後援会事務所看板の設置場所にご協力頂ける方、

などなど、後援会活動をご支援いただける方を幅広く募集しております。
お気軽に下記の後援会 連絡先までお問い合わせ下さい！

最後の 編 集 後 記

今回の発行で、市議会議員としての議会報告 発行は最終号となりますが、引き続き、政治活動を継続していきますので、スタイルを変え、配布方法を再考しながら、皆さんに活動報告をお届けしていきたいと考えております。

どこかで私の書いたものを見かけましたら、また、ご愛読を頂き、ご意見を頂けましたら幸いですので、宜しくお願い致します。

● 後援会 連絡先 ■ 〒307-0001 結城市公達9858-25　TEL 0296-33-5657　FAX 0296-54-4642 ■ E-Mail　h_tachikawa@tacho-net.com

立川ひろとしの議会報告　No.58　平成２７年４月２９日　立川ひろとし後援会 発行　〒307-0001 結城市公達9858-25　TEL 0296-33-5657　FAX 0296-54-4642　E-Mail　h_tachikawa@tacho-net.com